

要望事項の要約

(総論)

4年目の対話で日本政府が特に関心を有するのは、テロ対策強化のための米国政府による一連の規制強化である。これらの措置が日米間の貿易・投資関係及び人的交流を不当に阻害する要因になることを恐れている。規制改革イニシアティブの枠組のもとで、これら安全保障上の要請と円滑な経済活動をいかに両立させることが可能であるか、米国政府と建設的・生産的な議論を行いたい。

米国の規制の中には、未だに国際基準に調和していないもの、自由貿易の理念に反するもの、公正な競争を阻害するものがある。引き続きこれらの撤廃・改善を要望する。特に、WTO協定違反が確定しながら米国がその是正のための措置を講じていない各種貿易措置については、世界第一の経済大国である米国が主体的に是正措置を講じることが、WTOを中心とした多角的貿易体制への信頼維持にも資するものとする。

(各論)

1. 領事事項

米国に在留する又は米国を訪問する日本国民の円滑な移動、生活及びビジネス活動を確保するため、以下の事項を要望する。これら規制による悪影響を除去し、日本国民の米国訪問・滞在インセンティブを維持することは、米国経済にとっても重要である。

- ・各国が米国政府の査証免除措置を継続して適用されるための生体情報（バイオメトリクス）搭載旅券導入期限の更なる延長を実現すること。
- ・US-VISITプログラムによる査証入国者からの生体情報取得について、引き続き日本国民への広報措置、個人情報の厳格な管理のための措置及び空港での混雑緩和措置をとること。
- ・米国査証申請者に対する面接を行う米国公館の数を増やすこと。
- ・米国内での査証更新手続を復活すること。または米国外での更新手続を効率化すること。
- ・外国人に過度の負担を課している各州の運転免許制度を改善すること。
- ・日本人駐在員の扶養家族にも社会保障番号（SSN）を付与し、併せてSSN発給手続を迅速にすること。また、SSNの代替的身分証明手段としての納税者番号（ITIN）の発行手続を改善し、日本国民の生活上の問題を緩和すること。
- ・滞在許可証（I-94）の有効期間を長期化するとともに、延長手続を迅速化すること。

2. 貿易及び投資関連措置

- ・WTO協定違反が確定した米国の貿易措置を早急に撤廃するとともに、ダンピング防止措置及びセーフカード措置をWTO協定に整合した形で運用すること。
- ・特許権者の地位を不安定にし、また特許を実施する者が不当な不利益を被る可能性がある米国

特有の特許制度を改善すること。

- ・各州で異なり、また事業者に過大な負担を課す米国の保険規制を調和、統一化、改善すること。
- ・各州で異なる改善環境規制の調和、統一化し、又はその内容を外国事業者に分かりやすく伝えること。

3．流通

- ・米国政府によるテロ対策のための規制が迅速、円滑、効率的な物流を阻害しないよう、手続の一部簡素化などを行うこと。
- ・輸出単価上昇の原因になっているコンテナの制限重量を引き上げること。
- ・米国の海運法に基づく連邦海事委員会（FMC）による外国船社に対する不当な要求や、外国籍船の運賃設定のあり方に対する一方的規制を撤廃すること。
- ・米国船社に対する巨額の運航補助金を撤廃すること。
- ・アラスカ原油輸送の際に課せられる米国籍船使用の義務付けなどの規制を撤廃すること。

4．制裁法

国際法との整合性を確保しつつ、制裁法を慎重に運用し、第三国企業への適用を控えること。
個別具体的には：

- ・イラン・リビア制裁法の適用について、EU企業にこれまで認められてきているものと同等の扱いを今後日本企業にも認め、かつその旨を明らかにすることなど。
- ・キューバ制裁法の適用停止延長期間をより長期間にすること。
- ・国際法に違反する州・地方政府の制裁法の撤廃・執行停止を働きかけること。

5．競争政策

- ・連邦及び州の反トラスト法の適用除外について見直しを継続し、合理的でない制度は廃止すること。

6．法律サービス及びその他法律関連事項

- ・米国での外国弁護士受入れを全州に拡大すること。
- ・各州における外国弁護士の受入れに際して要件とされる職務経験期間及びその算定方法等を見直すこと。
- ・企業に過大な負担となっている米国の製造物責任及び各民事訴訟制度の緩和・改善に向けた動きを推進すること。

7．電気通信

- ・直接投資割合が20%以下の事業者に対してのみ電気通信事業を行うための無線局免許を付与するとの規制（日本では既に撤廃されている）を米国においても撤廃すること。

- ・外国電気通信事業者の米国市場参入に関する審査基準の中には不当又は不明確なものがあるので、審査を撤廃又は基準を明確化すること。
- ・米国の規制区分や回線開放義務に係る見直し手続を迅速に進め、事業者の予見可能性を確保すること。
- ・州をまたぐ広域通信事業の展開の弊害となりうる州間での規制の相違の調和を図ること。
- ・3種類の異なるアクセス・チャージの間の格差を解消又は撤廃し、それらの算定根拠を開示すること。
- ・米国政府が電磁両立性に係る日本の試験所の試験データ受け入れを確保すること。
- ・国務省による商用衛星輸出許可手続を迅速化するとともに外国事業者に対して不開示となる情報を最小限にすること。また、米国事業者の衛星調達に際し外国事業者が公平な競争条件で応札できるようにすること。

8 . 情報技術

- ・米国内で保護が十分でない著作権（生の実演やビデオゲームの貸与に関するものなど）について、その保護を強化すること。
- ・デジタルコンテンツの海賊版対策に関する日米間の協力を進めること。
- ・情報のデジタル化やインターネットの浸透に伴い生じている、著作権をめぐる新しい問題について、日米間で対話・協力を進めること。

9 . エネルギー

- ・事業展開の予見可能性を低下させることのないよう、連邦エネルギー規制委員会（FERC）の規制方針を明確化すること。
- ・州毎に異なる規制を標準化、統一化すること。
- ・公益事業持株会社法（PUHCA）廃止を含む包括エネルギー法案の早期成立に努めること。
- ・公営事業体も電力卸売・小売の対象とすること。
- ・エネルギー市場の信頼性回復のための措置が挙げている効果を検証し公表すること。

10 . 医療機器・医薬品

- ・米国においては医薬品の承認申請などの際に、合意された国際調和基準と異なった要件を課している場合があるため、国際調和基準を遵守し、関連企業の負担を軽減すること。
- ・日米間で、医薬品・医療用具の品質管理規則（GMP）及び承認申請資料の治験の実施に関する基準（GCP）の相互承認に向け実質的協議を開始すること。
- ・米国食品医薬品局（FDA）が米国で操業する日本の医療機器・医薬品企業の意見を十分に聴取すると共に、新薬承認の公聴会の急な中止といった事態が起こらないよう意思疎通を密にすること。

11. 金融サービス

- ・ 米国で外国銀行が証券業務を行う際に必要とされる金融持株会社設立の要件を緩和すること。
- ・ 企業再編に伴う新株の交付の際に求められる証券取引委員会への登録義務を撤廃・緩和すること。
- ・ 外国投資信託商品の販売に係る、外国ファンド役員の国籍要件等を撤廃すること。
- ・ 外国で上場されている投資信託の米国向け販売に係る過大な規制を緩和すること。